

## 育英短期大学履修規則

### (趣 旨)

第1条 育英短期大学（以下「本学」という。）における履修に関する事項は、育英短期大学学則（以下「学則」という。）に定めるほか、この規則の定めるところによる。

### (授業科目及び単位数)

第2条 本学における授業科目及び単位数は、学則別表第1及び別表第2のとおりとする。

### (授業科目等の公示)

第3条 各学期に開設する授業科目、単位、授業内容、授業時間割及び教員等については、学年の初めに公示する。ただし、特別に開講される授業科目は、別途公示する。

### (履修科目の登録)

第4条 学生は、毎学期に履修すべき授業科目を所定の期間内に、「履修システム」又は「履修届カード」により登録しなければならない。

2 登録しようとする授業科目と同じ時間に重複する他の授業科目を登録することはできない。

3 すでに単位を修得した授業科目については、登録することはできない。

4 指定する授業科目については、登録を制限することがある。

5 学生は、登録した授業科目について、所定の変更期間内に取消し、変更又は追加することができる。

6 学生は、所定の期間を超えて、登録又は登録の取消し、変更若しくは追加をすることはできない。ただし、病気等やむを得ない理由がある場合に限り、認めることがある。

### (履修科目の登録の上限)

第5条 学生が1年間において登録できる授業科目の単位数の上限は原則として、次のとおりとする。

| 学 科           | 1 年間 |
|---------------|------|
| 保育学科          | 56単位 |
| 現代コミュニケーション学科 | 50単位 |

2 前項の単位には、集中授業、教職科目及び自由科目の単位は含めない。

3 成績優秀者は、第1項の規定にかかわらず、履修登録単位数の上限を超えて、所定の単位数まで授業科目の登録をすることができる。

### (履修登録の取消し)

第6条 履修登録を行った授業科目について、前期及び後期の定められた期日に履修登録科目の取り消しを申請することができる。ただし、履修登録取り消しをした授業科目の代わりに新たに授業科目を履修登録することはできない。

- 2 登録した授業科目について、他の学生の迷惑になる行為があったとき、又は本学の諸規則に違反して登録したことが判明したとき、その他履修に支障があると判断したときは当該授業科目の履修を取り消すことがある。
- 3 登録手続きに不備又は誤りあった授業科目については、履修できないことがある。

#### (履修方法)

第7条 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

- 2 授業科目の履修は、原則として開設年次に応じて行う。
- 3 受講者が5人未満の授業科目は、原則として開講しない。
- 4 学生は、登録した授業科目の単位を修得できなかったときは、所定の期間内に「履修システム」又は「履修届カード」により登録し、再履修することができる。
- 5 再履修におけるクラス選定は、原則として任意であるが、特に指定することがある。

#### (他学科における授業科目の履修)

第8条 他学科で開講されている授業科目の履修を希望する者は、履修しようとする授業科目の担当教員の承諾を得て、履修登録の期間内に願出を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により履修し修得した授業科目の単位は、その学生の卒業に必要な単位とすることができる。

#### (長期履修)

第9条 学則第18条の規定により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程の履修（以下「長期履修」という。）を希望する者は、所定の期日までに申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の長期履修を延長、短縮又は取り止めをしようとするときも同様とする。
- 3 長期履修を許可された者の修業年限は、在学期間の範囲内とする。

#### (授業の欠席)

第10条 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合で、授業を欠席しようとするとき、又は欠席したときは、その理由を証明する書類を「欠席届」に添付して教務委員長に提出する。

- (1) 学校感染症によるとき。
  - (2) 3親等内の親族が死亡したとき。
  - (3) 災害及び交通機関の遅延のとき。
  - (4) 教育実習・保育実習（当該実習校等で行う実習の事前研修等を含む。以下同じ。）、インターンシップ（正課のものに限る。以下同じ。）及び海外留学のとき。
  - (5) 就職試験のとき。
  - (6) その他やむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の理由により欠席し、「欠席届」を提出して認められたときは、欠席した回数を出席回数とみなす。

- 3 第1項以外の理由により欠席しようとするとき、又は欠席したときは、その理由を当該授業の担当教員に申し出る。その場合、欠席の取扱いはその担当教員が判断する。

(試験)

第11条 試験は、前期及び後期の学期末にそれぞれ行う。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

- 2 試験は、筆記試験、レポート、実技、実習、口述、論文及び作品の制作により行う。  
3 試験の日時は、開始日の1週間前までに公示する。

(受験の制限)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該科目の定期試験を受けることができない。

- (1) 当該学期に履修登録をしていない科目であるとき。  
(2) 受験しようとする授業科目の出席回数が総授業回数の3分の2に満たないとき。  
(3) 入室が試験開始から20分を経過したとき。  
2 次の各号のいずれかに該当するときは、定期試験を受けることができない。  
(1) 当該学期の授業料等が納付されていないとき。  
(2) 当該学期に停学又は休学しているとき。

(追試験)

第13条 定期試験の受験資格を有する者が、次の各号に掲げる事由により定期試験を受けられず、追試験を希望するときは、所定の期日までにその理由を証明する書類を「追試験願」に添付して教務委員長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 病気又は負傷によるとき。  
(2) 3親等内の親族が死亡したとき。  
(3) 災害及び交通機関の遅延のとき。  
(4) 教育実習・保育実習・インターンシップ及び海外留学のとき。  
(5) 就職試験のとき。  
(6) その他やむを得ない理由があるとき。  
2 追試験の日時等は、その都度定める。

(再試験)

第14条 試験で不合格となった授業科目について再試験を希望する者は、当該科目の担当教員が再試験を実施する場合に限り、所定の期日までに「再試験受験願」を教務委員長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 再試験の実施日時等は、その都度定める。

(試験における不正行為)

第15条 試験において、不正行為があったとき、又は試験監督者の指示に従わなかったと

きは、当該学生に退室を命じ、当該学期又は当該年度の履修科目の全部若しくは一部の単位を取り消し、又は与えないとともに、処分を行うことがある。

#### （成績の評価）

第16条 成績の評価は、試験、レポート、平素の成績及びその他の方法を総合的に勘案して、次の基準で評価し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- （1）S（90～100点） 極めて優秀な成績で修めている。
- （2）A（80～89点） 優れた成績で修めている。
- （3）B（70～79点） 標準的な成績で修めている。
- （4）C（60～69点） 最低限度の成績で修めている。
- （5）D（59点以下） 最低限度の成績を修めていない。

2 成績の評価方法は、あらかじめシラバスに明示する。

3 他の短期大学等において修得した単位及び資格取得等により単位認定された成績の評価は、「P」とする。

4 受験の制限等により試験等を受けられなかったとき若しくは受けなかったとき又は不正行為により単位が認められなかったときは、成績評価は「F」とし、不合格とする。

#### （GPAの活用）

第17条 前条第1項の評価に対して評価点（グレード・ポイント。）を付与し、履修科目の成績評価平均値（グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。）を算定して、学生の学修への意欲の増進や履修指導の促進及び卒業判定の基準とする。

2 GPAに関する必要な事項は、別に定める。

#### （学修支援及び退学勧告）

第18条 前条のGPAが1.5に達しない学生に対しては、必要な学修支援を行う。

2 学長は、前項の学修支援を行ったにも関わらず、成業の見込みがないときは、本人及び保護者である保証人に対して退学勧告をすることがある。

#### （成績の確認及び通知）

第19条 学生は、成績の結果について、所定の期間内に「履修システム」で確認の上、その評価に対して疑義があるときは、所定の期日までに「成績評価に関する質問書」を学長に提出して再評価を受けることができる。

2 確定した成績については、保証人に通知する。

#### （単位の取消し等）

第20条 一度認定した単位及び評価は、第15条に定める場合を除き、取り消すことができない。

2 授業料等が未納のときは、単位を認定しないことがある。

(卒業の要件)

第21条 本学を卒業するためには、学則別表第1及び別表第2に掲げる授業科目の区分ごとに定める単位を修得しなければならない。

(転学科)

第22条 転学科を希望する者は、指導教員の承諾を得て、転学科願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 転学科の時期は、学期の初めとする。

(免許状及び資格の取得)

第23条 本学において取得することができる教育職員免許状及び資格の種類は、次のとおりとし、それぞれの免許状及び資格の取得に必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。

| 学 科     | 取得できる免許状及び資格      |
|---------|-------------------|
| 保 育 学 科 | 幼稚園教諭2種免許状<br>保育士 |

2 前項に掲げる資格以外に取得できる資格の取得については、その都度公示する。

(教育実習及び保育実習)

第24条 教員の免許状及び保育士の資格を取得しようとする者は、本学の協力実習施設において教育実習及び保育実習を行わなければならない。

(規則の改廃)

第25条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月28日に制定し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、施行日において在学する学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年3月28日に全部を改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規則の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年3月26日に改正し、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、施行日において在学する学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年3月25日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この規則は、施行日において在学する学生から適用する。

附 則

この規則は、令和4年3月24日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月29日に改正し、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条及び第24条の規定については、令和8年度の入学者から適用し、令和7年度以前の入学生については、なお従前の例による。